

消費者全体のために、消費者団体が訴訟を提起することができます。

不当な行為に対する差止請求ができるようになります。



平成19年
6月7日
施行

消費者団体訴訟制度

消費者の力を活かして、消費者被害の発生、拡大を未然に防止します。

1 消費者団体訴訟制度の概要

現
状

個々の消費者は事後的措置(契約取消し等)で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性がありました。



被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要があります。

消費者団体の事業者への改善申入れは、法的裏付けがないため実効性において限界がありました。



消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生しています。



適格消費者団体



消費者被害の未然防止・拡大防止

不特定多数の消費者の利益を擁護するために、適格消費者団体が、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使できるようになります。



(注)本制度における差止請求とは、

- ・消費者契約法違反の行為(不当な勧誘行為・契約条項の使用)を差し止めるものをいいます。
- ・事業者の業務自体の停止を求めるものではありません。

適格消費者団体とは



- 内閣総理大臣は、申請に基づき、適格消費者団体を認定。
- 適格要件
 - ・ 特定非営利活動法人又は民法34条に規定する法人であること。
 - ・ 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を主たる目的とし、その活動を相当期間、継続して適正に行っていること。
 - ・ 体制及び業務規程が適切に整備されていること。

- ・ 理事会の構成及び決定の方法が適正であること。
- ・ 消費生活の専門家及び法律の専門家が共に確保されていること。
- ・ 経理的基礎を有すること。 等
- 内閣総理大臣による監督措置(更新制、立入検査、認定の取消し等)
- 徹底した情報公開措置(財務諸表等、判決及び和解等の概要)

制
度
導
入
後

現行消費者契約法における
不当勧誘行為、不当契約条項の例

不当行為の種類	具体的に想定される不当勧誘行為、不当契約条項の例
不当な勧誘行為	①不実告知(4条1項1号) 「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果の無い機械を販売。
	②断定的判断の提供(4条1項2号) 元本保証のない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売。
	③不利益事実の不告知(4条2項) 眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知りながら、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売。
	④不退去(4条3項1号) 消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘。
	⑤監禁(4条3項2号) 事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘。
不当契約条項の使用	①事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条) いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項。
	②消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等(9条) 消費者が解約した場合、支払い済の代金を一切返金しないとする条項。
	③消費者の利益を一方的に害する条項(10条) 賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課する条項。

(注) 消費者契約法の該当項目を記載。

① 消費者契約に関連した被害は、**同種**の被害が**多数**発生しています。



② 被害を受けた消費者については、消費者契約法により、**個別的・事後的に救済することはできましたが、同種の被害の広がりを防止することは困難**でした。

③ 消費者被害の発生・拡大を防止するため、**事業者の不当行為自体を抑止する方策が必要**になります。

④ **消費者全体の利益を守るため、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度(消費者団体訴訟制度)が導入されることとなりました。**



こうした制度は、我が国に先駆け、EU諸国において広く導入されています。



3 差止請求の流れ

他の適格消費者団体への通知

内閣総理大臣への報告 (23条4項・5項)

消費者被害の発生



裁判外の交渉



交渉



当該事業者に対する
書面による事前請求
(41条)



業務改善

和解



1週間の猶予期間

訴え提起

判決(確定)

差止請求

- **差止めの対象**
事業者が不特定かつ多数の消費者に対して次の行為を現に行い又は行うおそれがあるとき
 - ・ 不当な勧誘行為(4条1項~3項)
(例)不実告知(重要事項について事実と異なることを告げる)、不退去、監禁等
 - ・ 不当な契約条項の使用(8条~10条)
(例)消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項の使用等
- **差止めの内容(12条1項~4項)**
 - ・ 停止・予防
(例)「当該不当勧誘行為をしてはならない」
「当該不当条項を内容とする契約を締結してはならない」
 - ・ 停止・予防に必要な措置
(例)勧誘マニュアルの破棄等

内閣総理大臣及び国民生活センターによる公表(39条)

和解の概要について

訴え提起

- **管轄裁判所(43条)**
 - ・ 本店所在地、営業所等の所在地
 - ・ 消費者契約法に規定する不当な行為があった地



同一事件の後訴制限(12条5項2号)

他の適格消費者団体による確定判決等がある場合は、同一事件の請求は原則として出来ない。

内閣総理大臣及び国民生活センターによる公表(39条)

判決の概要について

強制執行[間接強制金の支払い(民事執行法172条)]

執行裁判所が被告事業者に対し、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮して(47条)「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額」の金銭(間接強制金)を原告適格消費者団体に支払うべき旨を命じる。

差止請求が認められたにもかかわらず、相手方事業者がこれに従わなかった場合。

Q&A

Q1



消費者としては、この制度にどのように関わっていけばよいですか。

A1

適格消費者団体の活動を消費者全体で支えていく、そのような関係の構築が重要です。

適格消費者団体が行う消費者被害の情報収集活動(110番活動等)に身近な被害情報を提供したり、活動に賛同できる場合には、会員として参画したり寄附を行ったりすることが考えられます。



Q2



制度の濫用・悪用の懸念に対して、本制度ではどのような措置を講じていますか。

A2

本制度では、消費者全体の利益擁護の役割を担うにふさわしい実質を備えた消費者団体に限り、差止請求権を認めることとしています。

具体的には、内閣総理大臣が適格消費者団体を認定することとし、認定後もその適格性が維持されるよう、報告徴収や改善命令など必要な監督措置も講じることとしています。

また、適格消費者団体が適正に業務を実施し、国民に対し説明責任を果たすよう、財務諸表等の書類の閲覧など、団体の情報公開を徹底することとしています。



Q3



どのようにして適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手することができますか。

A3

適格消費者団体に関しては、制度上、情報公開措置を徹底することとし、

- ① 適格消費者団体は、消費者に対し、差止請求に係る判決や裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならないとともに(第27条)、
- ② 適格消費者団体の事務所には、定款、役員等の名簿、財務諸表・事業報告書等所定の書類を備え置き(第31条第3項)、何人も、それらの書類について閲覧できる(第31条第4項)こととされています。

- また、公的機関による公表の仕組みも併せて整備することとし、
- ③ 内閣府のホームページや国民生活センターを通じて、判決等差止請求の結果の概要を、広く国民に周知・公表すること(第39条第1項・3項)、
 - ④ また、③と同様の方法で、適格消費者団体に関する情報を、国民に情報提供する(第39条第2項・第3項)等の措置を講ずることとしています。



消費者団体訴訟制度に関する情報は、内閣府国民生活局のホームページ(消費者の窓)からご覧いただけます。

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>

このパンフレットに関する問合せ先



内閣府 国民生活局 消費者団体訴訟制度準備室

TEL:03-3581-9356